

伊勢原市子育て家庭紙おむつ等支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育てしやすい環境づくりに向けて、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、安心して子どもを産み育て、次代を担う子どもの健やかな成長を応援することを目的として、紙おむつ等の支給を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象乳児 令和7年4月1日以降に出生した市内に住民登録があり、市内に住民登録がある父母等（以下「父母等」という。）と同居し、かつ、父母等に養育されている1歳に達する日の属する月の末日までの乳児をいう。ただし、父母等又は乳児の住民票が市内にない場合であっても、次のいずれかに該当する場合は対象乳児に含むものとする。

ア 父母等又は乳児が、配偶者からの暴力等により避難しており、実態の居住地が市内にあると市長が認める場合

イ 父母等又は乳児が、戸籍及び住民票に記載のない場合で、実態の居住地が市内にあると市長が認める場合

(2) 紙おむつ等 養育のために必要とされる紙おむつなどの物品で市長が指定するものをいう。

(支給の対象者)

第3条 紙おむつ等の支給を申請することができる者は、対象乳児を養育している父母等（以下「子育て世帯の父母等」という。）とする。

(支給の申請及び決定)

第4条 子育て世帯の父母等は、申請期限（対象乳児の1歳の誕生日の属する月の末日（当該日が閉庁日に当たる場合は、その翌開庁日）をいう。）までに、伊勢原市子育て家庭紙おむつ等支給事業申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。

2 子育て世帯の父母等又は対象乳児が対象乳児の1歳の誕生日の属する月に転入した場合における申請期限は、前項の規定にかかわらず、当該転入をした日の翌日から起算して15日を経過する日（当該日が閉庁日に当たる場合は、その翌開庁日）又は対象乳児の1歳の誕生日の属する月の末日（当該日が閉庁日に当たる場合は、その翌開庁日）のいずれか遅い日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が、災害その他やむを得ない理由により子育て世帯の父母等が期限までに申請ができなかったと認める場合は、対象乳児の2歳の誕生日の属する月の末日（当該日が閉庁日に当たる場合は、そ

の翌開庁日)までを限度に、申請期限の再度の設定を行うことができる。

- 4 市長は、前3項の規定による申請があった場合において、内容を審査した上でその適否を決定し、伊勢原市子育て家庭紙おむつ等支給事業決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(紙おむつ等の支給)

第5条 前条の規定により支給の決定を受けた申請者の注文の申出に対して、市から委託された事業者(以下「委託事業者」という。)が、申請者の自宅に配達して支給するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、申請者が希望する配達方法等により支給するものとする。

- 2 紙おむつ等の支給は、委託事業者が配達を開始した月から、毎月1回(12か月)行うものとする。

- 3 紙おむつ等の支給は、対象乳児1人につき、1か月当たり4,500円を限度として支給し、それを超過した差額は申請者が負担するものとする。

(変更・廃止の届出)

第6条 申請者は、第4条第1項の規定により申請した事項に変更等が生じたときは、伊勢原市子育て家庭紙おむつ等支給事業変更届(第3号様式)により速やかに市長に届け出るものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。

- (1) 対象乳児が転出、死亡等により支給資格を喪失したとき。
- (2) 申請者が転出、死亡等により支給資格を喪失したとき。
- (3) 申請者が決定を受けたものの、委託事業者に紙おむつ等の注文を申し出ることなく、対象乳児の1歳の誕生日の属する月の末日を経過したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が決定を取り消す必要があると認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により決定を取り消すときは、伊勢原市子育て家庭紙おむつ等支給事業取消通知書(第4号様式)により申請者に通知する。ただし、公簿等により前項第1号の事実を確認できる場合は、この通知を省略することができる。

(支給の再開)

第8条 市長は、支給の決定を受けた申請者が、前条の規定に基づき当該決定を取り消された後、支給期間(委託事業者が紙おむつ等の配達を開始した月から起算して12か月間)中に再転入した場合、当該申請者からの申出に基づき紙おむつ等の支給を再開することができる。この場合において、紙おむつ等の支給は当初の支給開始月から起算して12か月間とし、支給対象外となった期

間の支給分は失効するものとする。

(返還)

第9条 市長は、偽りの申請その他不正な行為により紙おむつ等の支給を受けた者に対しては、その者から、既に支給した紙おむつ等を返還させ、又は支給に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和7年3月27日告示第64号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日告示第77号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

伊勢原市子育て家庭紙おむつ等支給事業申請書			
年 月 日			
(宛先) 伊勢原市長			
申請者	住所	伊勢原市	
	フリガナ		
	氏 名		
	電話	— — (父・母・自宅・)	
次のとおり子育て家庭紙おむつ等支給事業の支給を受けたいので申請します。			
また、本申請に伴い、私の世帯の住所等に係る事項について、公簿等により調査し、紙おむつ等の配達のため、委託事業者に提供することに同意いたします。			
対 象 乳 児	フリガナ	続柄	生年月日
	氏 名		
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

※ 市 記 載 欄	本人 確認	顔有	個力・運免・在留・障手・他 ()		
		無 2	保険・年金・学証・社証・戸籍・母手・他 ()		
	来名	父・母・他 ()	受付	/	
	(備考)				

年 月 日

様

伊勢原市長

伊勢原市子育て家庭紙おむつ等支給事業決定通知書

年 月 日付けで申請のありました子育て家庭紙おむつ等支給事業については、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	□支給 □却下 ※却下理由（ ）
対象乳児氏名 生 年 月 日	年 月 日 生まれ
実 施 方 法	市が契約した委託事業者が直接お届けします。 カタログを参考に委託事業者へ商品の注文をしてください。
実 施 時 期	年 月 日から委託事業者に注文できます。
備 考	1 商品を変更する場合は、直接委託事業者に連絡ください。 2 支給限度額を超過する場合は、超過した差額を委託事業者にお支払いください。 3 メーカー側の仕様変更により、枚数等は予告なしで変更になる場合がありますので、御了承ください。 4 転出若しくは住所変更をした場合や支給を辞退する場合等は、速やかに委託事業者又は担当課に届け出てください。

（事務担当は、 ）

第 3 号様式（第 6 条関係）

伊勢原市子育て家庭紙おむつ等支給事業変更届

年 月 日

伊勢原市長 様

住所 伊勢原市

氏名

電話番号 — —

伊勢原市子育て家庭紙おむつ等支給事業の支給変更について、伊勢原市子育て家庭紙おむつ等支給事業実施要綱第 6 条の規定により届け出ます。

届出内容	変更 ・ 廃止 （どちらかに○印を記入ください）
変更理由	☐ 転居
	（住所） 伊勢原市
	☐ 転出
	☐ その他（ ）
変更年月日	年 月 日

第 4 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

様

伊勢原市長

伊勢原市子育て家庭紙おむつ等支給事業取消通知書

年 月 日付けで決定しました子育て家庭紙おむつ等支給事業については、
次のとおり取り消しましたので通知します。

対象乳児氏名 生 年 月 日	年 月 日 生まれ
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	

（事務担当は、 ）